

8循第30号  
令和8年4月9日

一般社団法人えひめ産業資源循環協会  
会長 小池 正照 様

愛媛県県民環境部長

環境省環境再生・資源循環局所管法令等に基づく申請等の手続における  
旧姓使用について（通知）

日頃から本県の環境行政の推進に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
このことについて、令和8年3月31日付け事務連絡にて環境省環境再生・資源循環局から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。  
つきましては、内容を御承知の上、貴協会会員への周知に御協力願います。

**【通知概要】**

これまで、旧姓の通称使用の拡大やその周知について、政府全体として取組が進められてきた。

これを踏まえ、環境省環境再生・資源循環局が所管する法律及びこれらの法律に基づく政省令等の規定に基づく申請、届出、交付、通知等において、旧姓の記載等の運用を整理した。

申請者等は申請書等の氏名欄において、旧姓を記載することができる。その場合、旧姓を括弧書きにより併記する。（例：環境〔地球〕太郎）

申請者等が旧姓を併記する場合は、旧姓を確認できる公的な証明書類（住民票、個人番号カード等の写し）を提出する。

また、自治体は許可証等の発行において、同様に旧姓を併記することができる。

（連絡先）

愛媛県県民環境部環境局  
循環型社会推進課

産業廃棄物係 西田

TEL：089-912-2358

FAX：089-912-2354